名古屋工業大学ネーミングライツ事業

実施にかかる注意事項

国立大学法人名古屋工業大学

施設企画課

1．ネーミングライツ事業の目的

ネーミングライツ事業者（以下，「事業者」という。）が，本学の施設等に「愛称」を設定することにより，事業者と本学及び本学の学生とのつながりを継続的に深め，ひいては本学の教育・研究環境の向上を図ることを目的とする。

2．事業者ができること

①本学の施設等に「愛称」を設定すること。

②「愛称」を設定した施設に係る「愛称表示サイン，案内看板等」を設置すること。

③事業者が管理する出版物等に「愛称」の設定等を表示すること。

3．「愛称」の設定について

「愛称」は日常的に使用されるため，特に次の点に注意すること。

◆「講義室」の愛称は「〇〇　Room※」とする。

※「〇〇」は自由とし、「Room」の「R」は大文字、「oom」は小文字とする

◆施設の用途や特徴に応じた愛称とすること。

避ける例：一般的な講義室に「〇〇ラボ（〇〇Lab）」という愛称を付けること

※ラボ（Lab）は実験室や研究室を意味し，講義室とは用途が異なるため

4．「愛称表示サイン，案内看板等」のデザイン・設置について

本事業の対象施設は，用途，形状及び周辺の状況がそれぞれ異なる。そのため，「愛称表示サイン，案内看板等」のデザイン・設置に当たっては，工科系大学としての本学のビジョンを踏まえ，以下の点に注意すること。

なお，屋外に，「愛称表示サイン，案内看板等」を設ける場合は，名古屋市屋外広告物条例等の関係法令を遵守すること。

また，提案されたデザイン・設置（案）について，学内委員会で審議した結果，修正を依頼することがある。

＜参考＞

ビジョン｜国立大学法人名古屋工業大学

名古屋工業大学憲章｜国立大学法人名古屋工業大学

（1）デザインについて

①大学の施設にふさわしいものとして，キャンパス及び各建物の環境との調和を考慮すること。

②対象施設周辺に既に設置されている案内看板やサイン等との調和を考慮すること。

③本学のスクールカラー（ネイビーブルー　DIC184）との調和を考慮すること。

（2）設置について

①対象施設が「講義室」の場合、室内には設置できない。

②対象施設の周辺（扉周り、外壁、床、天井部分、動線上等）を設置可能範囲とする。ただし、個別に判断する。

③災害時等の避難を妨げる位置には設置できない。

④他企業のネーミングライツ対象施設に設置された「愛称表示サイン、案内看板等」と干渉する位置には設置できない。

⑤本学が別事業として実施している「ARTFUL CAMPUS」の作品類を移動することはできない。また、作品類と干渉する位置には設置できない。

（3）デザイン提案、施工時期について

①「愛称表示サイン、案内看板等」の提案は、原則として事業者の決定後に行う。ただし、ネーミングライツ事業実施申込書の提出と同時に提案することもできる。

②「愛称表示サイン、案内看板等」のデザイン及び設置は、原則として事業開始前に行う。ただし、事業者からの申出があった場合は、事業開始後に行うこともできる。

5．その他

①本事業において，本学は指定代理店を定めておらず，ネーミングライツ事業実施申込書を提出された事業者との直接契約を行うこととなります。なお，上記申込みや下見，契約締結等について，事業者が代理店の協力の下で実施することができます。

②事業開始は，最短で申込締切月の 3 か月後の「月初日」以降となる（査査及び契約手続きに係る期間を含む）ので，ネーミングライツ事業実施申込書に記載すること。

※例：1月 20 日締切の募集に応募した場合，事業開始は最短で4月1日以降

以上